平成２９年（フ）第６号
富山県黒部市沓掛142番地、旧住所山梨県甲府市高畑１丁目23番７号　第一大道ハイツ305
破産者　堀内　隆喜
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第１７号
長野県飯田市鼎下山986番地１
破産者　相原　世界
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５４９号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館508号、開始決定時の住所静岡市駿河区西島140―６
破産者　前田　瑞江
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館508号、旧住所静岡市駿河区西島140番地の６
破産者　前田　峰映
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１４号
静岡県伊東市渚町３番18号
破産者　泉　　宏江
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７１号
大阪市東住吉区東田辺３丁目13番21―407号、前住所大阪市平野区平野東１丁目８番40―805号
破産者　中山　　弘
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６３号
大阪府枚方市出口３丁目１番78号
破産者　古森あつ子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５８号
東京都足立区千住中居町８番12―305号
破産者　本間　京子
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１３号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番５―628号
破産者　南　　淳也
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３１号
大阪市港区港晴４丁目18番18号ヴィラナリー港晴　305号
破産者　植村　龍男
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２４号
大阪府八尾市南本町５丁目１番28号　田中方、住民票上の住所大阪府八尾市南本町３丁目２番19号
破産者　二ケ坂住宅こと　原田　光丈
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３６号
東京都港区六本木３－４―15　クラックスハイム六本木202号、開始決定時大阪市鶴見区今津北１丁目９番33―1506号（開始決定時の前住所　大阪府守口市外島町２番７―1102号）
破産者　中村　勇洋
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５１号
大阪府八尾市末広町４丁目10番14号　リバーヒル八尾402号
破産者　朝倉　昇平
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５４号
大阪府寝屋川市御幸西町２番２―105号
破産者　髙橋　　洋
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９６号
大阪市東住吉区湯里５丁目13番７―312号
破産者　竹市　　匡
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２４号
大阪府豊中市二葉町２丁目３番６号　101号
破産者　大道電気こと　大道　真一
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３２号
大阪市城東区鴫野東３丁目21番７号グレイスＡ＆Ｋ　103
破産者　橘高　忠弘
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９６号
大阪市西区南堀江１丁目18番27―909号
破産者　レンズ建築デザイン事務所こと　宮森幸太郎
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部